

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社A（以下「会社」という。）に介護職員として採用され、会社が運営する有料老人ホームB（以下「事業場」という。）において介護の業務に従事していた。

請求人によれば、同年〇月〇日入居者が居室内にあるトイレで排泄し終わるのを車椅子の後ろに立ち待っていたが、入居者が便座から車椅子に座った後で車椅子から落ちないようにベルトを締めるため床面に接していたベルトを拾おうとしゃがんだところ、右ふくらはぎに痛みを感じた（以下「本件災害」という。）。その後、痛みがひどくなかったことから、勤務を継続し、帰宅後に湿布を貼り、翌〇日も通常どおり勤務したが、まだ右足に痛みがあったことから請求人の休日である同月〇日C整形外科クリニックに受診し「右腓腹筋部分断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、就業時間中に事業場内でしゃがんだときに痛みを感じたので業務上の災害であると主張するので、以下において、検討する。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日の労働基準監督署（以下「監督署」という。）担当官からの電話聴取において、「ゆっくりしゃがんだので、特にバランスを崩したとか、転びそうになったとか、どこかにぶつけたとかもありません」、痛みの程度については、「さほど、痛みはひどくなかったので、仕事を続けました」と述べている。

また、請求人は、監督署担当官に対し「今回のふくらはぎを痛めた件については、私も何故痛めたのか分かりません。」と述べており、D施設長も「なぜ足を痛めたのだろう？と思いました」と述べている。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日の審査官からの聴取で「私がしゃがんだのは、（被）介護者を安全に車椅子に乗せるため、床面に落ちていた安全ベルトを拾うためであり、業務上必要不可欠な動作であった」と述べている。

(3) 本件では、事故の態様を目撃した者はなく、上司や同僚に訴えていたとする客観的な裏付けが見当たらず、また、請求人が負傷したとするときの動作は「ゆっくりしゃがんだ」というものであって、急激に無理な姿勢になったなど異常な動作は認められない。したがって、決定書理由第2の2の(2)のイに説示

するとおり、本件傷病には業務起因性は認められない。仮に、請求人らが主張するいわゆる「肉離れ」がその場で実際に起こったものであれば、そのまま介護のような業務を続けたり、2日にわたって仕事を続けることは困難であったと推測され、本件災害の2日後に医療機関に受診して本件傷病と診断されていることから、本件傷病と業務との間には医学的にも因果関係は認められないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。